

学習支援登録申込書

ふりがな		区分	<input type="checkbox"/> 一人親家庭
申請者（保護者） 氏名			<input type="checkbox"/> 生活困窮世帯 (※1・2)
住所	〒 ー 津市		
連絡先	(電話) (携帯)	(FAX) (E-mail)	
ふりがな		性別	男・女
児童氏名			
学校名		学年	年生
得意科目		苦手科目	
希望教室 (※3・5)	津駅付近・津新町駅付近・久居駅付近		
自宅派遣希望の有無および理由 (※4・5)	自宅派遣を 希望しない 希望する（別紙理由書を記入してください。）		

次に掲げる事項について同意した上で、津市一人親家庭及び生活困窮世帯の児童への学習支援事業の登録を申し込みます。

- (1) 児童がこの学習支援事業の該当者であるかを確認するために、公簿その他の必要な資料の提供を他の行政機関等に求めること。
- (2) 津市が、児童がこの学習支援事業の該当者であるかを確認するために、関係書類の提出を求められた場合はこれに応じること。
- (3) 自宅と学習支援教室間の児童の行き来については、安全確保に注意し、すべての責任を負うこと。
- (4) 津市及び受託者の指示に従い学習支援を受けること。

令和 年 月 日

申請者（保護者）

（宛先）津市長

※1 一人親家庭の場合は、次の書類のいずれかを提出してください。

- (1) 児童扶養手当証書
- (2) 児童本人の福祉医療（一人親）受給者証

※2 生活困窮世帯の場合は、**就学援助認定通知書**を提出してください（生活保護受給中の場合は不要です）。

（裏面に続く）

- ※3 学習支援教室については、申し込んだ希望教室とは異なる場合があります。
- ※4 **学習支援教室での支援を原則としますが、教室へ通うことが困難な場合などを理由として、申請者が希望し、市が派遣の必要ありと認める場合は、自宅派遣型の学習支援を実施します。**ただし、派遣する講師の調整ができず、支援開始が遅れたり、開始できない場合もあります。
- ※5 学習支援教室における学習支援は週1回2時間ですが、自宅派遣による学習支援は、週1回1時間30分になります。
- ※6 学習支援登録者には、登録後、市から登録決定通知書を送付します。
- ※7 登録後、年度途中に児童扶養手当、福祉医療、就学援助の認定や生活保護の受給状況に変更が生じた場合は、学習支援の利用を停止し、すみやかに市へ連絡してください（不正に学習支援事業を利用した場合は、受講料を請求する場合があります）。